

身元保証書について

2020年4月1日の民法改正に伴い、入社の際の手続きとして取り交わしている身元保証書について対応する必要が生じますので簡単にご紹介します。

1. 民法改正

2020年4月1日より施行される民法については、以下の5つが大きく改正となります。

- (1) 消滅時効に関する見直し
- (2) 法定利率に関する見直し
- (3) 保証に関する見直し
- (4) 債権譲渡に関する見直し
- (5) 約款（定型約款）に関する規定の新設

このうち、(3)の保証に関する見直しに伴い、入社の際取り交わす身元保証書も変更する必要があります。

2. 保証に関する見直し

保証とは、主債務者が債務の支払をしない場合に、これに代わって支払をすべき義務のことを言います。

入社の際の身元保証書では、債権者（会社）、主債務者（従業員）、保証人（従業員の親族等：連帯保証）のケースがほとんどだと思います。

この保証に関して、根保証（将来発生する不特定の債務の保証）については、極度額（債権の合計額の限度）の定めが義務付けられます。

従って、身元保証書には極度額を記載し、従業員が起こした損害について、会社は従業員及び保証人に損害賠償の請求をする場合、身元保証書に記載のある極度額までということになります。

3. 経過措置

2020年4月1日以前に締結された保証契約にかかる保証債務については、極度額の記載がないものでも効力はそのまま存続するとの経過措置が定められています。（身元保証書に記載のある保証期間までとなります。）

4. 根拠条文（民法第465条の2）

（個人根保証契約の保証人の責任等）

- 1 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。
- 2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。
- 3 第446条第2項及び第3項の規定は、個人根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

